

蒲郡市幸田町衛生組合監査基準

(趣旨)

第1条 蒲郡市幸田町衛生組合監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき、次条において準用する蒲郡市監査基準（令和2年3月25日蒲郡市監査委員告示第1号）第4条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第15号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 監査委員が行う監査、検査及び審査並びにその他の行為の実施及び報告等に関する必要な事項は、蒲郡市監査基準の規定を準用する。

(読替規定)

第3条 蒲郡市基準中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「蒲郡市文書取扱規程（平成元年蒲郡市訓令第3号）」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合処務規程（昭和49年蒲郡市幸田町衛生組合訓令第1号）」と読み替えるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和5年4月1日から施行する。